

低アルコールリキュール等の酒マークの表示等に関する自主基準

平成12年 5月19日制定
平成14年 4月23日改正
平成18年11月16日改正

日本洋酒酒造組合

(目的)

第1条 この自主基準（以下「基準」という。）は、低アルコールリキュール等の容器又は包装に付する酒マークの表示方法等を定めることにより、一般消費者における低アルコールリキュール等と清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料との誤認を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準で「低アルコールリキュール等」とは、酒税法（昭和28年 法律第6号）第3条第21号に規定するリキュール並びに同条第20号に規定するスピリッツ及び同条第14号に規定する甘味果実酒のうち、アルコール分10度未満のものをいう。

2 この基準で「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第2条第2項に規定する酒類製造業者のうち低アルコールリキュール等を製造して販売する者をいう。

(酒マークの表示)

第3条 事業者は、低アルコールリキュール等の容器又は包装に、酒マークを表示するものとする。

(酒マークの表示方法)

第4条 第3条に定める酒マークの表示は、次の方法により行うものとする。

(1) 酒マークの図形等

- i 酒マークは、円形（円又は楕円をいう。）の中に「お酒」という文字を記す方式とする。
- ii 字体はゴシックとする。
- iii 「お酒」という文字は横書きとする。
- iv 「酒」の文字には「さけ」というふりがなを付する。
- v 円形の中の文字以外の部分の色は、ラベル等の地色とは対照色にする等、酒マークが鮮明になるようにする。
- vi 文字の白抜き及び色刷りは自由とする。
- vii 円形の中及び円形の周囲には模様を付さないこととする。

(2) 酒マークの「お酒」の文字の大きさ

酒マークの「お酒」の文字の大きさは、容器の容量により次のとおりとする。

- | | |
|---------|------------|
| 350ml未満 | 20ポイント活字以上 |
| 350ml以上 | 24ポイント活字以上 |

(3) 表示場所

酒マークは、原則として、主たる標示面の下部に表示するものとする。この場合、主たる標示面が二つ以上のときは、各々の標示面に表示するものとする。

(一般的な表示上の注意事項)

第5条 事業者は、低アルコールリキュール等の容器又は包装の表示に際しては清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料と誤認されないように、色彩、絵柄等に配慮することとする。

附 則

1 この基準は、平成12年6月1日から施行する。

ただし、第3条に定める酒マークの表示については、既存の容器、ラベル等の在庫量及び準備の都合等

から、施行日後に表示を開始することができるものとし、その場合でもできるだけ早期に実施する。

2 この基準で定める酒マークについては、この基準により酒マークを表示することとした酒類の種類以外の酒類においても使用することを妨げないものとする。

附 則

この基準は、平成14年5月1日から施行する。

ただし、第4条に定める改正後の文字の大きさによる酒マークの表示については、既存の容器、ラベル等

の在庫量及び準備の都合等から、施行日後に表示を開始することができるものとし、その場合でもできるだ

け早期に実施する。

附 則

この基準は、平成18年12月7日から施行する。

[参 考] 酒マークのイメージ図 (一例)

1 350ml未満(20ポイント活字)

(1) 円形



(2) 楕円形



2 350ml 以上 (24ポイント活字)

(1) 円形



(2) 楕円形

